

高齢者交通費助成事業

○確認事項【タクシー利用の申請をされた方へ】

- ①タクシーチケットについては、申請者の住所宛に4月頭に送付しています。
⇒住所に届かない等の場合は、申請書の空欄(下部)に送付先等を記入してください。
- ②チケットの利用は、4月1日から来年の3月末までです。
- ③次年度以降は自動更新となりますので、申請は不要ですが、バスに変更する場合や助成を中止する場合は手続きが必要です。
- ④時津町から転出する場合は、助成券の残券について返納していただきます。
- ⑤助成対象とならないことが確認できた時は、却下となる場合があります。